

令和4年度第1回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和4年5月27日（金） 午後2時～午後3時20分

2 場所 立川市役所2階 201会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 立川市図書館防犯カメラ設備（仮称）の設置について

【教育部図書館】

② ショートメッセージサービス配信システムについて

【福祉保健部健康推進課】

③ 立川市立保育所業務支援システムの構築及び運用について

【子ども家庭部保育課】

④ 自治会回覧物配送業務について

【市民生活部市民協働課】

(2) 個人情報保護審議会提出資料閲覧等請求について

(3) 保有個人情報存否応答拒否決定の報告について

(4) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：図書館長、管理係長及び同係主任

諮問事項②：健康推進課長、業務係長及び同係主任

諮問事項③：保育課長、庶務係長、同係主任及び同係主事

諮問事項④：市民協働課長、協働推進係長及び同係主任

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：(教育部図書館)

【諮問の概要】

令和4年7月から立川市図書館における不審者対応及び犯罪等の抑制を目的に防犯カメラ1台を設置し、その映像を記録媒体に保存するもの

【審議内容】

《本人以外収集届出書について》

- (事務局)届出の内容は本人の同意を得ないで撮影画像を収集するもので、本人以外収集ではないが、帳票の関係でこの様式を使用している。
- (委員)本人収集と本人以外収集では内容が違う。同じ様式を使用するのは違和感がある。
- (事務局)ご指摘のとおりなので、様式については検討してみる。

《ステッカーの貼付について》

- 施設内に「防犯カメラ設置」のステッカーを貼って、犯罪抑止効果を高めたい。

《上砂図書館に設置する理由について》

- 上砂図書館には露出狂が現れて警察沙汰になったことがある。この施設は図書館、福祉サービスセンター、上砂会館の複合施設で、施設の入口から2階に上がり長い廊下を渡って図書館に入るまでの人の動向がつかみにくい。このため警察署からも防犯カメラを設置するようにとの指導を受けている。以上の経緯から防犯カメラを設置することとした。

《24時間作動と設置場所について》

- 図書館の開館時間は10時から19時までだが、上砂会館は22時まで開館している。原則として22時以降の人の出入りはないが、不法侵入等も考慮して24時間作動の防犯カメラとした。夜間は赤外線画像で白黒画像になる。場所は廊下が交差するエレベーターホールに設置する。
- (委員)設置場所の説明は平面図があれば分かりやすかった。

《他の図書館への設置について》

- 他の図書館では犯罪行為等は発生していないので、現時点では設置を考えていないが、今後検討する。
- (委員)上砂図書館については警察署からの指導があったので設置したが、他の図書館は警察署からの指導がないので設置しないということではないのか？

○他の図書館について、今後設置しないとまでは明言できない。市役所全体では学童保育所や児童館など設置する方向で動いている施設が多い。

《映像の確認について》

○上砂図書館の事務室に録画装置とモニター画面を設置し、施設責任者が映像を確認する。何か問題が起きたときは中央図書館にも連絡が入るので、管理係長も確認する。

《映像の保管期間について》

○一週間が経過したら映像が上書きされる。

《ハードディスクの処理について》

○二年間の耐用年数を経過したハードディスクは物理的に破壊する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(福祉保健部健康推進課)

【諮問の概要】

立川市が実施している新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対する食糧支援及びパルスオキシメーターの貸与事業について速やかな事業周知を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第6項の規定に基づき東京都から提供される自宅療養者個人情報のうち、携帯電話番号を使用したショートメッセージサービスにより周知を図るもの

【審議内容】

《届出書記載の条例第8条第2項について》

○(事務局)立川市個人情報保護条例第8条第2項は本人以外から収集できる規定で、この場合は法律の規定により東京都から個人情報を収集するというものである。

《使用する個人情報について》

○使用する個人情報は携帯電話番号だけである。発信するときは氏名を伏せて発信するので、収集した携帯電話番号が誤っていても該当者の氏名が他人に漏れることはない。

《SNSによる発信について》

○立川市からはSNSを使用して発信するが、受け取った人がSNSを使用して

返信するという事ではない。

《自宅療養者への支援について》

○自宅療養者への支援は令和3年度から行っており、これまでは市職員が直接電話をかけていた。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(子ども家庭部保育課)

【諮問の概要】

令和4年10月から立川市立保育園(6園)において、立川市立保育所業務支援システムを運用することとなり、「保護者連絡機能」を活用して保護者とのコミュニケーション機能を強化し、「登降園管理機能」等により保育士の事務作業の効率化を図るもの

【審議内容】

《使用するアプリについて》

○パッケージソフトのアプリで、全国では約100自治体が導入している。

《登降園機能について》

○現在は保育士が部屋を回って子どもの登園数を数えているが、登園時に保護者がICカードをカードリーダーにかざすことで登園数がカウントできるようになる。集計した人数は当日の給食数の把握等に使用している。

○保護者がカードを忘れた場合は、保育士が数えることになる。

《保護者の個人情報の収集について》

○保護者の個人情報は入園申請書に記載された氏名、住所、電話番号、児童との続柄等で、これらの個人情報を収集している。

○(委員) 保護者の個人情報は届出書の個人情報システムの記録項目に記載しておいたほうが良い。

《プライバシーマーク等の資格について》

○資格を持った会社である。

○(委員) 会社が資格を更新しているかどうかを確認して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、個人情報システムの記録項目には園児だけでなく保護者情報も記載すること。

諮問事項④：(市民生活部市民協働課)

【諮問の概要】

庁内各課から配送依頼があった自治会宛の送付物を取りまとめ、宅配業者とメール便による配送業務について単価契約を締結し、各自治会へ送付するが、宛名作成については、宅配業者の宛名作成ツールをインターネットで利用し作成するもの

【審議内容】

《使用する個人情報について》

○使用する個人情報は自治会名、住所、自治会長名の三情報だけである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) 個人情報保護審議会提出資料閲覧等請求について

審議に先立ち事務局から資料に基づく説明があった。

【審議内容】

○（委員）拒む理由はないので開示して良いと思う。

【審議結果】 審査請求人の要求を認め、提出資料等を開示する。

(3) 保有個人情報存否応答拒否決定の報告について

審議に先立ち事務局から資料に基づく報告があった。

【審議内容】

○（委員）個人情報の有無を答えただけで存在が分かってしまうので、決定は妥当だと思う。都庁では存否応答拒否の事例は結構あった。

○（委員）決定の基準を作っておいたほうが良いのではないかと思う。

○（事務局）今回は所管課が住民基本台帳を閲覧する権限を持っており、ドメスティックバイオレンスによる閲覧制限のフラッグが立っていることを確認したため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき存否応答拒否という結論に至った。

【審議結果】 決定は妥当である。

(4) その他

令和4年度第2回開催予定について

日 時 令和4年7月27日（水）午後1時10分～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 辞令交付、会長選出及び届出関係諮問事項審議